サービス付き高齢者向け住宅管理規程（参考）

別紙２

注）以下は「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導等実施要綱 第16条」に規定する、横浜市で定めるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の管理規定です。サ高住の管理規程を策定する際の参考としてください。項目によっては分かりやすくする観点で例示を交えていますが、実際の策定においては、サ高住の入居契約書に対応して詳細を独自に規定する必要があります。

１ 目的

　　この管理規程は、入居契約書を補うものとして、同○条に従って、「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」（以下「サ高住」といいます。）の管理、運営及び利用等に関する内容を定めるもので、サ高住の良好な生活環境を確保して、入居者、同居者及び来訪者（以下、総称して「入居者」といい、以下の項目に応じて対象者を使い分けます。）が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことの助けとなることを目的とします。

２ 入居者の定員及び居室数

　　本サ高住の定員及び居室数は以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| タイプ | 居室数 | 平米数 | 定員 |
| Ａタイプ | ○室 | ○○㎡ | ○名 |
| Ｂタイプ | ○室 | ○○㎡ | ○名 |
| Ｃタイプ | ○室 | ○○㎡ | ○名 |
| Ｄタイプ | ○室 | ○○㎡ | ○名 |

３ 組織の体制及び職員の配置状況

本サ高住の組織体制及び職員の配置は以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 人数 | 勤務形態 | 職務内容 |
| 施設長 | ○名 |  |  |
| 生活相談員 | ○名 | 常駐（○時～○時常駐） | 状況把握サービス、生活相談サービス、フロントサービスの提供 |
| 夜間スタッフ | ○名 |  |  |
| 調理員 | ○名 |  |  |

４ 賃料・共益費、サービス費、食費、介護費用等の利用料

　【部屋別賃料等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内訳 | Ａタイプ | Ｂタイプ | Ｃタイプ | Ｄタイプ |
| 賃料 | 月額○○○○円 | 月額○○○○円 | 月額○○○○円 | 月額○○○○円 |
| 共益費 | 月額○○○円 | 月額○○○円 | 月額○○○円 | 月額○○○円 |
| 敷金（○ヶ月分） | ○○○○円 | ○○○○円 | ○○○○円 | ○○○○円 |

　【状況把握・生活相談サービス料等】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 金　額（税込み） |
| １ 状況把握サービス（サービス内容）２ 生活相談サービス（サービス内容）３ ○○○サービス | 月額　○○○○円 |

【食事等のその他サービス費】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 金　額（税込み） |
| （例）食事提供サービス | 日額○○○円（朝食○○円、昼食○○円、夕食○○円） |
|  |  |

５ 介護を行う場合の基準（※介護サービスを提供する住宅のみ作成）

　　介護等サービス（以下、介護予防サービスを含みます。）【入居契約書第○条関係】

(1)ホームは、自立、要支援、要介護の入居者に対して、それぞれの心身の状況に応じて日常生活において必要な介護等のサービスを提供します。その内容や費用は別途、重要事項説明書に添付されている「介護サービス等の一覧表」に示します。

(2)ホームは、要介護者等に対し、介護保険制度の「特定施設入居者生活介護等利用契約」を別途締結した上で、介護保険サービスを提供します。

　　 (3)ホームは、介護サービスの提供にあたって入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居契約書第○条の規定に従って、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、２年間保存します。ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示します。

６ 医療を要する場合の対応

　　医療機関での治療が必要な場合には、適切な処理が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行います。

７ 居室や共用設備等の利用に当たっての留意事項

　　本サ高住の居室及び共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は以下の通りです。

(1)

(2) 　　　　　　　　　　　　　　　禁止事項等の記載

(3)

８ その他住宅の運営に関する重要事項

(1)

(2) 　　　　　　　　　　　　　　　重要事項の記載

(3)

※この様式は必要に応じて適宜変更することができます。